

## 情報班のはたらき



平常時	発災時
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人々の防災意識の啓発・高揚に関する活動情報の伝達</li> <li>② 広報紙の発行など</li> <li>③ 発災時における被害状況の把握方法及びその情報を防災関係機関へ伝達するまでの集約方法の研究と手法の確立（マニュアルの作成など）</li> <li>④ 発災時におけるさまざまな情報の地域住民への伝達方法の研究と確立（マニュアル化）</li> <li>⑤ 情報収集伝達用の各種資機材の整備と保守点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害抑制、混乱回避、秩序維持等を目的とした各種広報の迅速・的確展開（出火防止、初期消火活動、余震注意、避難指示等）</li> <li>② 出火の際の情報伝達、消火活動への協力呼びかけ</li> <li>③ 被害状況の正確な把握と伝達</li> <li>④ 避難指示などの防災関係機関からの重要な情報を住民へ確実な周知を行う。</li> <li>⑤ 給食給水の情報周知</li> <li>⑥ 救援物資の配布情報の周知</li> </ul>
<b>東海地震注意情報時・警戒宣言発令時</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 出火防止の緊急呼びかけ</li> <li>② 混乱防止、人心安定を目指した正しい対応の広報</li> <li>③ 問い合わせ等に対する的確な情報の提供</li> </ul>	

### 1. 「東海地震に関連する情報」と警戒宣言

平成16年1月5日に「東海地震に関連する情報」が変わり、情報を受取る側（住民）にわかりやすい名称と、活動開始時期が変わりましたので注意して下さい。

#### （1）東海地震観測情報

信号機に例えると、青信号にあたります。東海地域の観測データ（ひずみ計）に異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合に発表。

注）東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や、東海地震の前兆現象とは直接関係無いと判断した場合は、「東海地震観測情報」の中で、安心情報であることを明記して発表されます。

## (2) 東海地震注意情報

信号機に例えると、黄色信号にあたります。この情報は、東海地震の観測データ（ひずみ計）に2か所以上の異常が認められ、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されます。

これを受け、県、市などは、児童生徒などの帰宅開始や、活動準備、物資等の手配準備を開始します。

注) 今まで、活動開始の目安であった「判定会招集連絡報」は廃止されました。

## (3) 東海地震予知情報

信号機に例えると、赤信号にあたります。この情報は、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表するもので、これを受けて警戒宣言等の対応が取られます。

## (4) 警戒宣言の受け止め方

- ① 落ち着いてよく聞く
- ② 自分で勝手な判断や推量をしないこと
- ③ それを他人にしゃべらないこと
- ④ 防災関係機関やマスコミ関係に問い合わせの電話をしないこと
- ⑤ 出先の家族、親戚、知人等に電話をしない
- ⑥ すぐに避難行動をとらない
- ⑦ かねて用意の手段に従って、冷静に行動する

東海地震観測情報、注意情報、予知情報、警戒宣言が発表された場合、ラジオ、テレビ、市防災行政無線、広報車により、一斉に広報を開始します。デマなどにはまどわされず、正確な情報を聞くようにしましょう。

